

3. ESG/人權

食品産業における E S G の取組推進



- E S G 投資に係る資金を食品企業に円滑に呼び込み、今後の食品産業の持続的な発展を図るためには、E S G に対する**正確な理解**のもと、**企業の取組**を進めていくとともに、その取組内容を**効果的に開示**し、**第三者機関等の適切な評価**を確保していくことが重要。
- 新事業・食品産業部においては、**E S G の取組に係る知見を共有化するための勉強会**、上記の取組に当たって必要となる基礎情報等を調査・分析するため、本年度、「**E S G 投資に係る食品企業等への影響調査委託事業**」を実施。

※ E S G : Environment-環境、Society-社会、Governance-企業統治

○ E S G 投資の重要性

- ◇ E S G 指数選定に係る年金積立金管理運用独立行政法人 (G P I F) のプレスリリース (平成29年7月3日) <抜粋>
 - ・ E S G 指数公募の目的
G P I F のようなユニバーサル・オーナー (広範なポートフォリオを持つ大規模な投資家) にとっては**ネガティブな外部性 (環境・社会問題等) を最小化**することを通じ、**ポートフォリオの長期的リターンの最大化を目指すことは合理的**。

○ E S G に係る食品関連企業勉強会

- ◇ 開催趣旨
各食品企業における E S G への優れた取組について、企業間での情報共有を図ることを目的とした**勉強会を開催**。
- ◇ スケジュール
11月から年度内に**5 回程度を開催**。
【テーマ】
食品ロス抑制及び食品リサイクル、持続可能な原料調達、人権、脱プラスチック及び容器包装リサイクル、脱炭素

○ 食品産業への E S G 投資資金の呼び込み

I 食品企業等における **E S G への理解の促進**



II 食品企業等における **E S G への取組の推進**



III 食品企業等における E S G への取組内容に係る効果的な**情報開示の促進**



IV 第三者評価機関等による食品企業等の E S G への取組内容に対する**適切な評価実施の確保**



V 金融機関等の E S G に係る投融資の食品企業等へ**資金供給の円滑化**

食品企業のESGに関する主な取組



	食品ロス抑制 及び食品リサイクル	持続可能な原料調達	人権	脱プラスチック 及び容器包装リサイクル	脱炭素 (温暖化防止対策)
KPI	2025年度までに食品廃棄量を2015年度比で50%削減。 食品リサイクル率を95%以上。	2030年度までにパーム、コーヒー豆等の調達についてRSPO100%。 2020年までに国際認証原材料の取引量を2012年比で10倍に拡大。	2020年度までに新入社員、管理職昇格者への人権研修受講率100%。 2030年までにパーム油の調達に関して労働環境改善プログラム適用率100%。	2030年度までに環境に流出するプラスチック廃棄物ゼロ化。 2030年度までに、ペットボトルの素材を植物由来素材に100%切り替え。	2030年度までに2015年度比でCO₂総排出量を50%以上削減。(スコープ1及び2) 2019年度比で、CO₂の排出量を2030年度までに30%削減。(スコープ3)
具体的取組	2020年から賞味期限表示を「年月日」から「年月」に順次変更。 - 賞味期限切れなどにより廃棄される製品をフードバンクに寄贈。 - 販売店等と連携した店舗の販売傾向の見直し、商品納入の最適化によりフードロスを削減。	- 国内全工場でRSPO認証油の調達を開始。 - 取引先と協働で人権・環境、アニマルウェルフェアに配慮した調達に組み。 - 社として「持続可能な調達原則」を策定。	- 社としての人権方針を策定。 - サプライヤーにアンケートを実施し、人権・環境への課題の有無を把握。 - 従業員向け内部通報窓口を設置。	- 商品容器プラスチックの軽量化、薄肉化。 - 使用済みプラスチックの再資源化事業。 - 紙製容器を使用によるプラスチック使用量を削減。	- 国内外の拠点に太陽光発電を導入。 - バイオマス発電電力の購入。 - ガスコージェネレーションシステムの導入。 - モーダルシフトの取組、食品他社と物流事業の統合。

「技能実習生・特定技能としての外国人労働者の責任ある雇用ガイドライン」(概要)

1. ガイドライン策定の背景/ポイント

- ・CGF(コンシューマー・グッズ・フォーラム)は、世界的な大手小売企業・食品企業が参加している団体で、国内の大手企業も参加している。(詳細下記参照)
近年はESGに力を入れており、2021年9月「**外国人労働者の責任ある受け入れに関するガイドライン**」を策定した。(外部公開は2021年11月末予定)
- ・現在、国際的な要請も踏まえ、政府全体でも、昨年10月に「**ビジネスと人権**」に関する行動計画」をまとめ、引き続き関係省庁で議論を進めている。
- ・経済産業省では上場企業を対象にサプライチェーン上の人権問題に関する大規模な調査を行っている。
- ・本ガイドラインは、今後、CGFの参加企業がサプライチェーン全体の管理のために活用することと、**国内外の原材料の生産、流通、加工の各段階における外国人労働者の活用に影響を及ぼすもの。**
- ・CGFとしては、**農業、水産業の技能実習に強い関心があり、当該分野への周知が必要と考えている。**

2. ガイドライン骨子

- ・ASSC(The Global Alliance for Sustainable Supply Chain)「外国人労働者の責任ある受け入れに関する東京宣言2020」(13項目)をベースに、日本の外国人技能実習制度に準拠する内容で策定した。
- ・外国人労働者の雇用に関して、**(16項目)を時系列**で掲載し、**必須/任意**の取組に分けて記載。

【雇用工程全体】

- 1) 関連法令の遵守
- 2) 人権の尊重
- 3) 外国人労働者雇用方針の策定

【採用準備】

- 4) 仲介業者等の利用
(送り出し機関・管理団体・登録支援機関等)
付記：**ベトナム人受け入れに関わる留意事項**

【採用から入社まで】

- 5) 強制労働、差別の禁止等
- 6) 仲介手数料とその他関連費用の制限
- 7) 雇用条件
- 8) 採用時の研修など

【雇用中】

- 9) 労働基本権
- 10) 労働者の強制労働からの自由
- 11) 身分証明書などの保管の禁止
- 12) 賃金及び労働時間
- 13) 安全衛生
- 14) **苦情処理制度(※)**

【契約の終了・解雇・帰国】

- 15) 契約終了・解雇
- 16) 帰国費用

時系列

・CGFはガイドラインとして策定し、**各社にガイドラインへの賛同・社内規定化を要請**予定

・サプライチェーンに対する要請の根拠とし**CSR監査等で活用し、各社のDD(デューデリジェンス)活用**を促す。

・日本はESGで人権関し評価が低く、海外からの指摘もある。欧米ではレベルプレイングフィールド(公平な競争条件)の考えの下、輸入規制に利用されるリスクの可能性に注意

・**※苦情処理制度**：企業のDD実施と同様に、当ガイドラインでのポイントの一つ。
JICAが進めている労働者の意見を聴くアプリ(ホットライン)システムの導入を検討中。
透明性を高め、人権問題の予防的な措置を講じる。

3. ガイドライン策定の経緯

- ・2011年 ビジネスと人権に関する指導原則(国連採択)
- ・2013年 バングラディッシュ・ラナプラザビル倒壊事件、服飾メーカーにSCM(サプライチェーンマネジメント)責任が問われる
- ・2014年 タイ・ミャンマー人権問題、USAがタイを最低ランクに格付けにする等。
- ・2015年12月 CGF理事会にてバリューチェーンから強制労働を根絶するために努力する旨を決議。
- ・2016年12月 CGF理事会にて強制労働に関する「業界の優先的な3原則」を承認
- ・2018年 CGFグローバル会議で原則→行動が採択。日本からの参加は他国に比べ極端に少なく、海外から日本が当該問題への意識が低いと指摘を受ける。
- ・2019年2月 CGF「ビジネスと人権」スタディグループ発足
➢**外国人技能実習生をはじめとする問題**
➢**人権デュー・デリジェンス(DD)の普及促進**
への取組を開始
- ・2021年9月 CGF「外国人労働者の責任ある受け入れに関するガイドライン」策定

【CGF(コンシューマー・グッズ・フォーラム)とは】

- ・製造業と小売りを繋ぐ唯一の国際団体。
2009年設立、400社、70か国以上
- ・日本からは64社 内5社が理事会社
(味の素、イオン、花王、キリン、ローソン)
- ・4つの柱の下8つの行動連合(分科会)
- ・農水省とはGFSIで連携した活動を推進。



「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」について

調査概要・目的

- 日本企業のビジネスと人権への取組状況に関する政府として初の調査（経済産業省と外務省が連名で実施）
- 日本政府は、2011年に国連人権理事会で支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、2020年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定。行動計画では、その規模、業種等にかかわらず、日本企業に対して、人権デュー・ディリジェンスの導入への期待を表明しており、本調査は、行動計画のフォローアップの一環として、企業の取組状況を把握することを目的として実施したもの。

調査期間

2021年9月3日～10月14日

調査対象

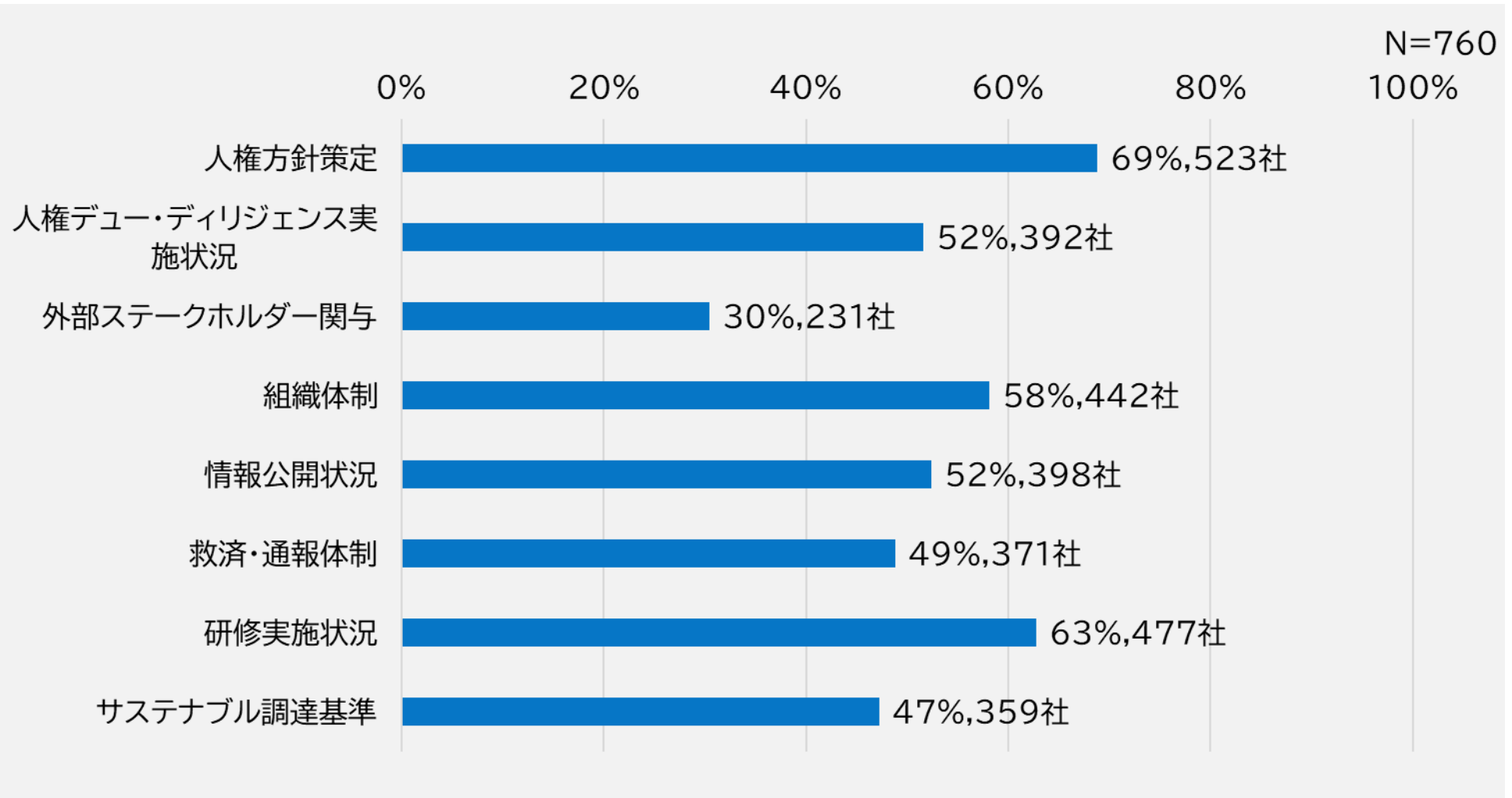
2021年8月末時点での東証一部・二部上場企業等

対象企業数及び回答企業数

対象企業数2786社に対し、回答企業数760社

結果概要

- 回答した企業(760社)のうち、約7割が人権方針を策定し、5割強が人権デュー・ディリジェンスを実施。外部ステークホルダー関与は3割にとどまる。



4. アジア・モンスーン地域への 貢献

国連食料システムサミット結果概要



- 日時・場所 2021年9月23日（木）、24日（金） ※オンライン形式
- 主催者 アントニオ・グテーレス国連事務総長
- 目的 2030年までのSDGs達成に向けた「行動の10年」の一環として、食料システム（注）を改革するための行動を導くための方途を議論し、関係者の連携・協力を促進する（注）食料システムは、食料の生産、加工、流通、消費などに関わる様々な活動を意味する。
- 出席国 我が国から菅総理大臣が参加。イタリアのドラギ首相、米国のヴィルサック農務長官、フランスのル・ドリアン外務大臣、英国のゴールドスミス環境・食料・農村省閣外大臣、ドイツのミュラー経済協力・開発大臣、中国の唐仁健農業農村部長等、150か国以上が参加したほか、国際機関、民間企業、市民社会などからも多くの関係者が参加。
- サミット概要
 - （1）国連事務総長による行動宣言の発出
持続可能な食料システムは飢餓の増加、気候変動、生物多様性などの課題に不可欠な解決策とし、科学とイノベーションへの投資、地域の条件に応じた取組、ルールに基づく貿易の重要性等を指摘し、食料システムの変革の方向性を提示。
 - （2）各国政府等からの、食料システムの変革に向けた取組の発表
各国首脳・閣僚や関係者から、食料システムの変革に向けた取組や考えについて発表。
我が国からは、菅総理がビデオステートメントを行い、世界のより良い「食料システム」の構築に取り組んでいくとして、①生産性の向上と持続可能性の両立、②自由で公正な貿易の維持・強化、③各国・地域の気候風土、食文化を踏まえたアプローチ、という3点の重要性を強調。
また、「みどりの食料システム戦略」を通じ、持続可能な食料システムの構築を進めていく旨発言。
 - （3）共通の課題に取り組むためのイニシアチブの形成の動きの紹介
サミット後も関係者が連携、協力した取組を進めるための複数のイニシアチブの形成の動きを紹介。主なものとして、飢餓ゼロ、健康な食生活、学校給食、食品ロス、アグロエコロジー、水産食品、AIM for Climate（気候のための農業イノベーション・ミッション）、働きがいのある人間らしい仕事と生計のための賃金が紹介された。
- 今後の予定 2年ごとにグローバルなストックテイク会合を開催。



ステートメントを述べる菅総理

食料システムサミットへの我が国の貢献

国内対話の実施

- 加盟国の中で最も多い**63回の「国内対話」**を実施し、様々な国内関係者（生産者団体、民間企業、地方自治体、消費者等）から食料システムの変革に必要な取組について意見・アイデアを聴取。国連に報告。
- **69の企業・団体**が、自らが行う取組等を**コミットメント・提言**として国連に登録。
- **農業高等学校・水産高等学校**が取り組んでいる**食料システムへの変革につながる取組**、**国内外の有識者・料理人からの和食のバランスの良さ、健康・環境面などの強みのビデオメッセージ**を国連HPに掲載。



6月18日「全体対話」での
野上大臣と出席者



高校生のビデオメッセージ

食料システム変革に向けた道筋（National Pathway）の策定

「国内対話」も踏まえ、**本年5月に「みどりの食料システム戦略」**を策定。同戦略の内容を軸として、我が国の食料システム変革に向けた考え・取組を整理した**「我が国が目指す食料システムの姿」**を国連に登録。

プレサミットでの発信・各国との連携

- **野上農林水産大臣**から、「みどりの食料システム戦略」を紹介しつつ、日本が重視する、**イノベーションの推進、バランスのとれた食生活、各国・地域のおかれた自然条件等に基づいた取組の重要性**等について強調。
- 食料システムサミットを契機とした**各国との連携、協力の推進の一環として、万能（one-size-fits-all）な解決策はないこと**について**東南アジア各国と、イノベーションの推進についてEUと、バランスの取れた食生活の重要性についてフランスと、それぞれ共同文書に合意。**



閣僚ラウンドテーブルで
発言する野上大臣



日EU間で共同文書に合意

持続可能な農業生産及び 食料システムに関する共同文書（仮訳）

2021年7月23日

我々、カンボジア、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの農業担当大臣は、国連食料システムプレサミットの間において、持続可能な農業生産及び食料システムを達成することの重要性を共同で認識する。

アジア・モンスーン地域に属する国々として、我々は、農業生産に関して、高温多湿の気候条件、水田主体の農業、中小規模農家の割合の高さといった地域の特殊性を共有している。

これらの地域の特殊性を考慮し、我々は、持続可能な農業生産及び食料システム、並びにSDGsという目標を達成するために最大限の努力を払うつもりである。一方、化学農薬及び化学肥料の使用量の削減方策を含め、その目標に至るための万能（one-size-fits-all）な解決策はないことを認識する。

我々は、農業及び関連産業の分野において、特に中小零細農家にとって、イノベーションが持続可能な農業生産及び食料システムへの鍵であり、イノベーションを強化するためには民間部門の投資を促進する必要があることを確信している。

また、デジタルツール、機械化及び病害虫管理体系のような革新的・持続的な農業慣行や農業技術を導入するために国際的な協力は重要であり、我々は、生産性と環境保護のバランスをとるため、共同研究プロジェクトや既存の二国間及び複数国間の枠組みを通じた協力を促進し深化させることとした。

○食料システムの変革

- ・我々の食料システムは、より良い世界のための我々の共有ビジョンを実現する力を有する。優良事例を基盤とし、科学とイノベーションに投資し、全ての人々を SDGsの達成に関与させなければならない。
- ・我々は、万能の解決策はないという意見で一致した。地域ごとの状況、アプローチ及び展望は多様であることを認識する一方、SDGsを実現するために、食料システムを適応させなければならない。
- ・多くの政府は、2030アジェンダに沿った形で、食料システムの変革を加速し、深化させることにコミットしている。人々の栄養、健康、幸福に貢献し、自然の回復及び保護に貢献し、気候に中立で、地域状況に適応し、人間らしい仕事と包摂的な経済力を提供する形態の、人口増加に対応可能な食料供給に焦点が当てられている。
- ・開かれた、差別のない、透明性のある、ルールに基づいた貿易は、より包摂的で強靱な食料システムの構築に不可欠である。また、国際的なサプライチェーンにおける課題があるにも関わらず、COVID-19は地域の食料システムの強靱性や食料の国際貿易の強靱性をも明らかにした。

5. 我々は、域内の食料、農林業への投資が世界標準を満たし、持続可能な責任ある開発を促進することを確保するための食料、農林業への責任ある投資促進のための実行戦略行動計画（ASEAN-RAI）の実施のための支援を評価した。
7. 我々は、農業分野へのデジタル技術の適用、農林業分野の気候変動への適応と緩和に対する自然を基盤とした解決策の適用及びバイオマスエネルギーにおける循環型経済の促進のために、ASEAN+3各国が、革新的で持続可能な農業生産と食料システムの達成のための地域活動において協力を強化することを推奨した。同時に、これらの目標に至るための万能な解決策はなく、各国の状況に合わせて取り組むものであることを認識する。

協力のためのアジア農業者グループ（AFGC）共同宣言 持続可能な食料システム-SDGsの実現に向けて-（抜粋）

2021年4月30日

1.すべての人に安全で栄養価の高い食料を供給

アジア・モンスーン地域の小規模・家族経営による農業は、食料安全保障、貧困・飢餓の撲滅、雇用促進、国土・自然環境の保全、伝統文化の発展など、非経済的な寄与を果たしていることを認識すべきである。とりわけ最も重要な作物であり、栄養価の高いコメに関して、土壌、水、その他の資源を保全し、この地域の将来的な食料需給を満たすため、耕畜連携によるコメの生産も含め、水田農業の持続的発展が奨励されるべきである。

2.持続可能な消費パターンへの移行

温室効果ガスの排出が少なく健康的な食事を行うため、その土地の風土や自然環境に根差す伝統料理や産地消を通じた持続可能な食生活や食育が推進されるべきである。また、農村での農産物生産を一層すすめるよう小規模・家族経営の農業者に対して明確な指針を示すことが求められる。

食品ロスおよび食品廃棄物を2030年までに半減すべく目標が設定されるべきであり、公平で持続可能な食料消費に対応するために必要な政策支援や投資が行わなければならない。また、目標達成に向けて、品質管理のための生産・収穫時の技術や冷蔵保存技術のほか、農業者から消費者までの効率的な流通ネットワークを築くための基礎的インフラ整備などを行う開発協力に焦点が当てられなければならない。

3.自然に対してポジティブな生産を十分な規模で促進

農業は温室効果ガスの排出量に影響を与えているとはいえ、二酸化炭素の貯留、水資源の管理、再森林化、その他の類似する重要な役割は、評価され、支援されなければならない。同時に、小規模・家族経営の農業者が、気候変動へ適応し、立ち向かえるよう支援するべきである。